

平成30年 第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第93号

平成30年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月21日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成30年9月3日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成30年第3回まんのう町議会定例会会議録（第5号）

平成30年9月20日（木曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

6番 川 西 米希子

7番 合 田 正 夫

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章

議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義

副 町 長 栗 田 昭 彦

教 育 長 三 原 一 夫

総 務 課 長 長 森 正 志

企画観光課長	常包英希	税務課長	池下尚治
住民生活課長	細原敬弘	会計管理者	東原浩史
健康増進課長	久保田純子	農林課長	森末史博
琴南支所長	萩岡一志	仲南支所長	見間照史
教育次長	脇隆博	学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課長	松下信重	地籍調査課長	岸本広宣
福祉保健課課長補佐	三好博文	建設土地改良課課長補佐	山本貴文

○田岡秀俊議長 おはようございます。

執行部建設土地改良課長、池田勝正君公務により欠席のため、建設土地改良課課長補佐、山本貴文君、そして、福祉保健課長、佐喜正司君欠席のため、課長補佐、三好博文君が出席しておりますので、報告いたします。

竹林議員より、少しおくれるとの連絡があります。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

○多田議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、町長より、地方自治法149条の規定に基づく議案2件を受理いたしました。

次に、各常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。

次に、議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で、議会報告を終わります。 (竹林昌秀議員着席 午前9時32分)

日程第1 議会運営委員会報告

○田岡秀俊議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川皆男君。

○白川皆男議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

9月19日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員6名出席し、慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第5号について御説明を申し上げます。

- 日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長
- 日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長
- 日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長
- 日程第6 認定第1号 平成29年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第2号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第3号 平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第4号 平成29年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第5号 平成29年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第6号 平成29年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第7号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第8号 平成29年度まんのう町水道事業会計決算認定について
認定第1号から認定第8号までの8案件は、一括採決とさせていただきます。
- 日程第14 議案第2号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第3号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第4号 まんのう町道路線の認定について
- 日程第17 議案第7号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号
- 日程第18 議案第8号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号
- 日程第19 議案第9号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号
- 日程第20 議案第10号 工事請負変更契約の締結について（平成29年度琴南こども園耐震改修その他工事（建築）） 即決でお願いします。
- 日程第21 議案第11号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度仲南小学校校舎棟等大規模改修工事（建築）） 即決でお願いします。
- 日程第22 閉会中の継続調査について
- 以上の日程で意見の一致を見、午前10時15分、委員会を閉会いたしました。
- 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、川西米希子さん、7番、合田正夫君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、大西豊君。

○大西豊教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月7日、10日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員出席、議長出席し、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長出席のもと、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

9月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、平成29年度決算認定関係の認定第2号から認定第4号、認定第7号、議案第2号、第3号、議案第8号、第9号の8案件で、執行部より詳細な説明を受け、審査を行いました。

まず、認定第2号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定では、保険給付費について、国民健康保険事業の状況について、診療所の運営状況について説明がありました。

委員より、歯科診療所で公設民営になってからの運営状況について質疑があり、執行部より、公設民営になってからは診療報酬は伸びているとの答弁がありました。

次に、認定第3号 平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定では、後期高齢者医療の概要について、後期高齢者医療広域連合納付金について説明がありました。

委員より、まんのう町の後期高齢者の医療費の総額は幾らぐらいかとの質疑があり、執行部より、約30億円程度であるとの答弁がありました。

続いて、認定第4号 平成29年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定では、介護サービス給付費について、地域支援事業、包括的支援事業等の各種事業について、平成30年3月末現在の介護度別認定者数、介護保険サービス利用者数について説明がありました。

最後に、認定第7号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決

算認定では、浄化槽維持管理基数について、執行部より主な項目について説明があり、質疑や意見が交わされました。

続いて、議案第2号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部より、本施設の利用促進、高齢者福祉の増進を図るため、2人部屋の居住要件を65歳以上の高齢者を含む2人世帯のものも対象者となる条件緩和するものであるとのことです。この条例の改正点は、2人部屋のうち1部屋が申請もなく空き室である状態が続いている場合、施設の利活用を推進し、また、高齢者福祉の増進を図るため、2人部屋の対象者を現在の高齢夫婦だけでなく、65歳以上の高齢者を含む2人世帯のものも対象者とするものであるとのこと、また、町内に居住していることを求めている居住要件は従来のだおりであるとの説明がありました。

議案第3号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、執行部より、本条例の一部改正は、新たに被保険者となる者が加えられたことによるもので、具体的には国民健康保険法で規定されている国民健康保険の被保険者で、病院や施設に入院、入所または入居している等により国民健康保険住所地特例の適用を受けている者が75歳になり、後期高齢者医療制度に加入する場合などであるとのことです。この住所地特例の適用を受けていた方をまんのう町が保険料を徴収すべき被保険者として定め、これを条例に追加するものですが、まんのう町においては、現在のところ、該当者はおりません。また、条例の適用日は平成30年4月1日からとしているとの説明がありました。

議案第8号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号について、執行部より、償還金についての説明及びその財源は前年度の繰越金であるとの説明がありました。

議案第9号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について、執行部より、償還金についての説明及びその財源は前年度の繰越金であるとの説明がありました。

以上、付託された案件につきまして次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告します。

認定第2号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第3号 平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第4号 平成29年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第7号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。議案第2号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第3号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第8号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号について、全会一致で可。議案第9号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会しました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、松下一美君。

○松下一美建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月11日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5名全員出席し、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席のもと、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

9月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、認定第5号、認定第6号、認定第8号、議案第4号の4案件で、本会議に引き続き、執行部より詳細な説明があり、また、現地調査を行い、慎重に審査をいたしました。

認定第5号 平成29年度 まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成29年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定については、担当課長より詳しい報告がありました。

また、認定第8号 平成29年度まんのう町水道事業会計決算認定については、決算損益計算書、決算貸借対照表、水道事業会計収益収支明細書等をもとに説明がありました。

以上の認定については質疑等ありましたが、各委員理解し、了解しました。

次に、議案第4号 まんのう町道路線の認定について、町道中空線、起点、造田字中空1113番9地先、終点、造田字中空1127番8地先、延長201メートル、幅員7.0メートルから10.4メートルの路線、町道大空線、起点、造田字城山855番127地先、終点、造田茶臼池谷1140番43地先、延長446メートル、幅員3.8メートルから6.8メートルの2路線の道路で、両路線は主要地方道県道17号府中造田線の区域変更に伴い、町に対して移管される予定であるとの説明がありました。

委員より、今後も県より同じような話があると思うが、接続する道路との見通しや停止位置等、安全性を確保して譲り受けるようお願いしたいとの意見がありました。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

認定第5号 平成29年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第6号 平成29年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第8号 平成28年度まんのう町水道事業会計決算認定について、全会一致で認定。議案第4号 まんのう町道路線の認定について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの報告の中で、認定第8号、平成28年と申しましたが、ミスプリでありまして、平成29年度まんのう町水道事業会計決算認定についてと訂正をさせていただきます。

○田岡秀俊議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西樹君。

○大西樹総務常任委員長 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、認定第1号、議案第7号の2案件であります。

去る9月13日、第1委員会室におきまして、委員6人全員が出席、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長も同席、執行部から、町長、副町長初め所管課長全員が出席のもと、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

初めに、認定第1号 平成29年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定及び議案第7号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号につきまして、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、各委員会の関係部分の質疑結果等について報告を受けました。

その後、付託案件につきまして、本会議に引き続き、執行部より詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見がありました。各議案につきまして、審査内容については主な質疑や意見を御報告させていただきます。

認定第1号 平成29年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、執行部より決算の概要について報告を受け、委員より、経常収支比率が年々上昇しているが、

財政的な弾力性を失われているので、下げる努力をしていただきたいとの意見があり、執行部より、厳しい状況であることは承知している。現在、予算が110億円を超している状況であるが、まんのう町の規模では90億円ぐらいが妥当あることも認識している。今後、それに向けてどこを削減していくか、財政、その他、各課と連携をとりながら対応していきたいとの答弁がありました。

総務管理費では、町長交際費の使途基準と推移について、また、交通政策費でデマンドタクシー、福祉タクシーの拡充、琴参バスの有効活用について質疑や意見がありました。

委員より、地方創生推進事業費の愛が満々カップル創生事業の実績について質疑があり、執行部より、この事業はグリーパークまんのうに委託し、まんのう公園で実施している。参加者は20名程度で、現在、1組が成婚したとの答弁がありました。

委員より、警報等の発令時の水防本部の体制について質疑があり、執行部より、水防本部は警報が発令されると立ち上げ、警報が切れるまで関係職員が24時間役場で待機している。今回、7月豪雨での課題、反省点として、住民より避難情報、避難勧告、避難指示の差がわかりにくいとの意見があった。今後も防災アドバイザーによる講座等で町内全域に勧告等の説明をし、また、警報が出た場合や災害時に役場がどういう体制をとっているかなど、周知を行っていくとの答弁がありました。

選挙管理委員会費では、委員より、現在、投票率が下がっているが、選挙啓発事業費を増額してはどうか。また、期日前投票の選挙期間中、支所から期日前投票所までデマンドタクシーを数便でも運行してはどうかとの意見があり、執行部より、投票率を上げる中で、なぜ皆さんが投票所に行かないのか、移動が困難な人、選挙に関心がない人など、そういった現状や要望を十分把握し、検討していきたい。また、予算が厳しい現実を考慮しつつ、投票の機会を奪わないよう啓発を工夫していくとの答弁がありました。

最後に、平成29年度決算に伴う不納欠損額調書、収入未済額調書、不用額調書について説明がありました。

以上、それぞれの項目において質疑や意見等が交わされましたが、執行部より答弁があり、了承されております。

次に、議案第7号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,723万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億9,667万9,000円とするものと説明があり、補正に関する主なものを御報告いたします。

まず、地方交付税は1,183万6,000円の増額、これは平成30年度の普通交付税額が決定したことにより、補正財源として増額によるものです。

次に、分担金及び負担金は110万円の増額で、これは農地農業用施設災害復旧費分担金の増額によるもの、国庫支出金5,455万7,000円の減額は、国庫補助金、総務費国庫補助金において、カーボンマネジメント強化学業補助金が本年度採択されなかったことにより1億218万9,000円の減額、民生費国庫補助金において保育所等整備交

付金 303 万円の増額、教育費国庫補助金について 153 万 3,000 円の増額、災害復旧費国庫補助金において 4,268 万 8,000 円の増額、さらに国庫委託金、民生費国庫委託金において、国民年金事務委託金として 38 万 1,000 円を増額との説明がありました。

次に、県支出金は 2,824 万 8,000 円の増額で、これは県負担金、農林水産業費県負担金における地籍調査費負担金 2,935 万 1,000 円の減額、県補助金、総務費県補助金において、地域づくりモデル事業費補助金 213 万円の増額、農林水産業費県補助金において、力強い水田農業整備事業補助金を 200 万円増額、農地維持管理省力化事業補助金 152 万 2,000 円を追加計上との説明がありました。

また、教育費県補助金において、スクールサポートスタッフ配置事業費補助金を 480 万円、理科教育設備整備費補助金を 9 万 7,000 円それぞれ追加計上し、災害復旧費県補助金においては、現年度農地農業用施設及び林道災害復旧費補助金を合わせて 4,705 万円追加計上するものです。

繰入金は 4,069 万 9,000 円の増額で、これは基金繰入金、地域福祉基金繰入金において 4,282 万 9,000 円の増額、地域振興基金繰入金において 213 万円の減額するものです。

町債は 4,700 万円の増額で、これは町債、土木債において道路改良事業債 2,170 万円増額、災害復旧事業債においては、現年度林道及び道路橋りょう災害復旧事業債を合わせて 2,530 万円増額するものです。

歳出に関する主なものにつきましては、民生費で 4,195 万円の減額、これは社会福祉費、老人福祉費において、やすらぎ荘の施設修繕工事費を 5,000 万円減額、国民年金費においては、国庫支出金に 38 万 1,000 円を一般財源から財源振替をしており、人権対策費においては、委託料、工事請負費合わせて 300 万円の増額、さらに児童福祉費、児童福祉総務費においては、使用料を 32 万 3,000 円増額、保育所費においては、私立保育所運営費補助金を 454 万 7,000 円増額し、認定こども園費において、消耗品費を 18 万円増額するものです。

衛生費は 550 万 7,000 円の増額、これは保健衛生費、保健衛生総務費において、修繕料を 213 万 8,000 円増額、環境衛生費において、修繕料及び返還金を合わせて 96 万 9,000 円増額し、環境保全費において、太陽光発電システム整備補助金を 240 万円増額するものです。

土木費は 4,254 万 8,000 円の増額、これは土木管理費、道路橋りょう維持費において、維持補修事業費を合わせて 1,338 万 8,000 円増額し、道路橋りょう新設改良費において、町道改良工事費など単独町費事業費を 2,290 万円増額、都市計画費、公園費においては工事請負費を 45 万円増額し、さらに住宅費、住宅管理費において、委託料及び工事請負費合わせて 581 万円を増額するものです。

教育費は 2,553 万 3,000 円の増額、これは教育総務費、事務局費において、需

用費及び委託料合わせて315万円増額、小学校費、学校管理費において、修繕料、賃金合わせて1,359万4,000円増額し、教育振興費において、補助事業である教材備品費を19万7,000円追加計上するものです。

災害復旧費は1億2,060万円の増額、これは農林災害復旧費、農地農業用施設災害復旧費において、工事請負費など合わせて4,000万円の増額、林業施設災害復旧費において、工事請負費を1,600万円増額、土木災害復旧費、公共土木施設災害復旧費において、需用費、委託料、工事請負費合わせて6,460万円を増額するものです。

その他で、委員より、まんのう町へのインバウンドについての質疑があり、執行部より、県内と町内への観光客の入り込み客数について説明があり、インバウンドについては全国でも香川県がトップの伸び率で、瀬戸内国際芸術祭や四国遍路への観光客が特に多くなっていることから、本町もインバウンドの受け入れ体制とPRの充実に努めていきたいとの答弁がありました。

以上、議案第7号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号につきまして御説明申し上げました。

付託されました議案について次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

認定第1号 平成29年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。議案第7号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、所管事務調査につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 総務常任委員長の報告の中で、経常収支比率が上がったので、それを下げるために予算のさらなる精査、緊縮財政ぎみの対応をするという説明があったと報告がありました。これは大きな誤解であり、私の理解からすると間違いと受けとめられます。説明不足は見逃してもいいとは思いますが、本会議においてこれを見逃すのは我々の責任としていかなものかと。

確かに経常収支比率が高いというのは、財政の硬直性、融通のなさを示す指標とされます。しかし、歳出は投資的経費、経常経費、大きく分けるとこの二つで構成されるわけです。経常収支比率が高いということは、投資的経費が少な過ぎる場合に経常経費が高く出ますから、経常収支比率は上がります。本町が基金残高が払拭していれば財政は硬直して

いるとは言える。しかし、基金総額において県下で4番目の位置にあり、財政調整基金は3番目に保有している率であります。財政調整基金においては、全国1,800市町村のうち136番目に保有している率であります。経常収支比率を下げるのであれば、投資的経費の率を上げる積極的な公共投資を行うのが、経常収支比率を計算したところのあるもの、財政指標を計算したところのあるものの常識的な見方だと私は理解しております。

財政は経常収支だけを見てはならない。町長の今回の施政方針演説では、経過報告では、実質収支比率と。

○田岡秀俊議長 竹林議員、委員長報告に対する質疑にとどめていただきたいと思います。

○竹林昌秀議員 指摘させていただいて、制度理解や計算数式を出さないと詰めた論議はできませんので、ここで細かな論議は求めませんが、財政の総体を全員の議員でしてなかった弊害が出たものだと私は受けとめております。

これらへの対応を、私の言うことが正しいかどうかは別にして、総務委員長が対応されるというお答えをいただくならば、私は賛同することができますということで、本会議の説明において大きな疑問を抱くことを申し上げておきたい。

そして、これは来年度の予算編成につながる重要な物の見方であって、執行部内、議員内部でもお互いに論議し合うものであると申し上げておきたい。常任委員長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 総務常任委員長、大西樹君。

○大西樹総務常任委員長 ただいま、竹林議員が経常収支比率のことにつきましてのおっしゃっていましたが、総務委員会の中では、こういう、今、私が報告したことが総意されておると思っておりますので、いろいろ考え方はあると思いますが、ここで、今、どうこういう話は総務委員会でなかなかできないと思っておりますので、その点、竹林さんにも、これから私も十分お話をお聞きして、またそういうことがあれば、考えていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

○竹林昌秀議員 了解しました。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 認定第1号 平成29年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第2号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第3号 平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第4号 平成29年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

日程第10 認定第5号 平成29年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第6号 平成29年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第7号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第8号 平成29年度まんのう町水道事業会計決算認定について

○田岡秀俊議長 日程第6、認定第1号から、日程第13、認定第8号までの8案件につきまして、お諮りいたします。

日程第6、認定第1号から、日程第13、認定第8号までの8案件を一括採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

3番、小山直樹君。

○小山直樹議員 確認したいことがありますので、申しわけありません。別に反対ではないんですけども、来年の予算案にちょっと関係すると思えますので、お聞きしておきます。町長にお聞きしたいと思えます。

民生費の人権対策費の同和についてお聞きお聞きいたします。

1969年にたしか。

○田岡秀俊議長 小山議員、この場では。

○小山直樹議員 質問、確認だけで。

○田岡秀俊議長 執行部に対しての質疑はできませんので。

○小山直樹議員 だめですか。できませんか。

○田岡秀俊議長 はい。

○小山直樹議員 教育民生の常任委員会であつと問題にならなかつたんで、個人的にお聞きしたいのですが、だめですか。

○田岡秀俊議長 この場では控えてください。

もう一度、お諮りいたします。

日程第6、認定第1号から、日程第13、認定第8号までの8案件を一括採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よつて、認定第1号から認定第8号までの8案件を一括採決いたします。

日程第6、認定第1号 平成29年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第2号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第3号 平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第4号 平成29年度まんのう町介護保険特別会

計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第5号、平成29年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第6号 平成29年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第7号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第8号 平成29年度まんのう町水道事業会計決算認定について、以上、認定第1号から認定第8号までの8案件に対する各常任委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。認定第1号から認定第8号までの8案件に対する討論はありませんか。

3番、小山直樹君。

○小山直樹議員 ちょっと確認です。同和予算について町長の考えを確認したいと思います。来年度もこれは続ける予定でありますか。

○田岡秀俊議長 いや、これは付託をされていた案件に対する討論ですので、この場では。

○小山直樹議員 だから、今年度、人権対策費2,000万円ほど出しておられますけど、私が言いたいのは、敬老祝金250万円けちるのであれば、もっとけちるところがあるんじゃないでしょうかということ。

○田岡秀俊議長 小山議員、その質問は、小山議員は総務委員でありますので、総務委員会の付託案件の審査のときにすべき質疑です。この場ですることではありませんので、却下いたします。

○小山直樹議員 私の勉強不足です。済みません。

○田岡秀俊議長 それでは、討論に入ります。認定第1号から認定第8号までの8案件に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

それでは、認定第1号から認定第8号までの8案件に対する一括採決に入ります。

本案に対する各常任委員長の報告は認定であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの8案件は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第14 議案第2号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第14、議案第2号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第3号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第15、議案第3号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第4号 まんのう町道路線の認定について

○田岡秀俊議長 日程第16、議案第4号 まんのう町道路線の認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第7号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号

○田岡秀俊議長 日程第17、議案第7号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第8号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号

○田岡秀俊議長 日程第18、議案第8号、平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 9 号 平成 30 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号

○田岡秀俊議長 日程第 19、議案第 9 号 平成 30 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 9 号 平成 30 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、議場の時計で 10 時 40 分まで休憩といたします。

休憩 午前 10 時 26 分

再開 午前 10 時 40 分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第 20 議案第 10 号 工事請負変更契約の締結について（平成 29 年度琴南こども園耐震改修その他工事（建築））

○田岡秀俊議長 日程第 20、議案第 10 号 工事請負変更契約の締結について（平成 29 年度琴南こども園耐震改修その他工事（建築））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 10 号の工事請負変更契約の締結について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり、平成 29 年度琴南こども園耐震改修その他工事建築工事について、請負変更契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更増の契約金額が 170 万 7,480 円、うち消費税額が 12 万 6,480 円、既契約金額 5,076 万円、うち消費税額 376 万円、既本契約日が平成 30 年 4 月 27 日、契約の相手方が香川県丸亀市田村町 1238 番地、株式会社ヒカリ代表取締役、池田孝道

でございます。

このたびの変更契約の主な内容といたしましては、園舎の外壁の塗装の増加、廊下の手洗いの改修の追加及び北側門扉の改修の追加に伴い変更を行おうとするものでございます。

なお、議案書及び資料につきましては、タブレットの定例会議案書のフォルダーに入れておりますので、御確認ください。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番、合田正夫君。

○合田正夫議員 これ、耐震工事で、いつでもこのことやけど、追加工事が出るというのはそもそもおかしい話で、こんなもんやったら、全部、設計の段階で、設計士、現場を見てからこういうことをしとる、業者の責任じゃないんや。設計士が、実際、今できとる建物を見て、悪いところを直すんやったら、今みたいに外部の塗装、廊下の手洗い、門のと、悪いのわかっとるのに、何でそのときから入れてないんはおかしいんや、これ。現場で見とるんやったら、ここが悪い、あそこが悪いいうて、最初から出るのがほんまや。後から、工事にかかってから、ここを追加します、ここを追加します。それは業者の責任じゃなく、設計士の責任やけん、今後、設計士にも、わかったところをするんやきに、直さないかんところは、これは設計士の見落としやきに、今後、そういうのはないようにしてもらわなったら、これ、納得できんので、それをちょっと一言説明お願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、学校教育課長、香川雅孝君。

○香川学校教育課長 ただいまの合田議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの外装の塗装とかは、高圧洗浄をかけて塗装をはがしたときにクラックが発生しているところの塗装とかもでございます。そういう隠蔽部分とかも施工の過程で出てくることもあろうかと存じますが、極力変更がないように事前に設計者とも協議を行っていきたく思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質疑、7番、合田正夫君。

○合田正夫議員 こんなんは最初に現場を見とったら設計士ぐらいやったらわからないかん問題で、今後、気づけるというからしようがないけど、これは業者の責任でないきに、設計士の責任やき、今後、設計士にも町のほうから言って、次のも一緒やけど、全然見たらわかることやき、目視でしとるんはいかんわ。外部みたいなところ、吹きつけを変えました、何を変えました、それはわかっとるやろ。そないに高い見えんようなどころでないんじゃけん、それは今後、やっぱり設計士とするときには、本当に町から言わなったら設計士になめられてしまうけん、今後、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 ほかに。

15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今、合田議員のことについて関連でお聞きいたします。

例えば改修をしておいて、目に見えないところが、誰の目にもこれはわからなかったという場合と、完全にわかる場合、これを設計業者がどう見るかと。設計業者にペナルティーというか、教育して今後ないようにするだけではいけない。そういう設計業者はマイナス点出して、最終的にはその設計業者は指名から外すとか、何らかの対応を考えたら、いつまでも続く。これをどう考えておるかお聞きします。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 ただいまの川原議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず、設計監理につきましては、町発注の責任が当然あるかと思っております。調整の発注の段階で、的確に設計をするように指示しなければいけないと存じておりますので、そういった結果を受けて、ただいま御指摘もいただきましたので、今後、設計の審査の後、工事の後、設計が的確に行われたかどうか、そういったことも含めて指示というか、指導してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 その指導というのにすごく幅があるんです。もう二度と間違いのないようなことをやる程度までの指導なのか、少々この程度は間違っても、指導したんやきんええがという程度の指導なのか、町民の立場に立って答弁をお願いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 ただいまの川原議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

ただいまの設計の結果、出来高につきましては基準を設けるべきだと思います。当然、目に見えるもの、最初から入れておかなければいけない工事、それと不測の事態が発生してできる工事、そういったもので、まずそこで線引きができようかと思っております。そこからさらに細分化してどういった基準でいけるか、そういったものも関係各課、担当者と今後協議して、その基準ラインと言ったものも検討させていただきたいと思っておりますので、ただいま御指摘いただいた件も含めて、これから検討するというところで御理解いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これは建築だけに限らない問題でありますから、こういうのがたびたび出てくると、住民の不信感をあおると。これは議会何しよんだということに最終はなるわけですから、そういうことをきちんと頭に置いていただいて、二度とないようにという気持ちは大事です。しかし、全くないようにとは私は言いかねるかとも思いますが、おかしい場合には、最終、指名から外す程度の考えはお持ちなのか、そこまではとお考えなのか、最後にお答えいただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 川原議員さんの再々質問にお答えしたいと思います。

先ほど申しましたように、設計業者の出来高を見た上で、余りにも瑕疵がある場合については態度をというか、先ほどペナルティーの話も出たんですが、そういったものも含め

て検討させていただくということで御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号 工事請負変更契約の締結について（平成29年度琴南こども園耐震改修その他工事（建築））を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第11号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度仲南小学校校舎棟等大規模改修工事（建築））

○田岡秀俊議長 日程第21、議案第11号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度仲南小学校校舎棟等大規模改修工事（建築））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第11号 工事請負変更契約の締結について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり、平成30年度仲南小学校校舎棟等大規模改修工事の建築について、工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更増の契約金額が258万1,200円、うち消費税額19万1,200円、既契約金額8,694万円、うち消費税額644万円、既本契約日が平成30年6月12日、契約の相手方が、香川県仲多度郡多度津町道福寺451番地、枝園建設株式会社代表取締役、

枝園裕子でございます。

このたびの変更契約の主な内容といたしましては、屋上のエクспанションジョイントのカバー及びかさ木の改修の追加並びに発生した廃材等の処分量の増加に伴い、変更を行うとするものでございます。

なお、議案書及び資料につきましては、タブレットの定例会議案書のフォルダーに入れておりますので、御確認ください。

御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番、合田正夫君。

○合田正夫議員 これはちょっと納得絶対にできんことや。これも設計者、屋上、大改修して、雨が漏るようなところ、こんなかさ木や何やいうたら絶対に変えないかん、最初からわかっとることや。何でこんな追加が出てくる、こないなん、追加の金払わんでええわ。これ払うんやったらおかしい。これは設計士で払わせたらええんや。そこまでいかないかんわ、こないなん。何のために改修して直すんか、まして屋上やいうことは絶対に見とかなんだら、後々、雨漏りがして、これは絶対に払ったらいかん。これだけ、わし、納得できん。1人でも反対する。

○田岡秀俊議長 答弁、学校教育課長、香川雅孝君。

○香川学校教育課長 ただいまの合田議員さんの御質問にお答えいたしたいと思いません。

確かに屋上に設置されているかさ木、それからエクспанションジョイントのカバーでございますが、これについても雨漏りの程度とかの調査の段階で発見されてなかったんですけども、足場を組んで精査をした段階で出てきたということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、7番、合田正夫君。

○合田正夫議員 これだけは絶対納得できん。これ、屋上、最初から上がって、これは絶対に見とらんはずや。見とったら、こんなんは絶対に直さないかん問題わかるけど、今までも何遍もあつたんや。だから改修するんやって、今までの改修、2年間でしよったら、中からしよるやろ。外からするんが順序とちゃうんかいな思う、大改修の場合は。今までも、中の工事をして、後から外。そのときやって、雨は盛りよるきん、防水はそのときいうて、ほんなら全部足場組まないかん。それでまた来年度すると、また足場組む。そんだけ金が余計かかるんやで。そこまで執行部考えてしよるんかしよらんのか、そこらもちよっと、我々、納得いかんこと多い。今まで何遍も言うてる。今度します、今後しますいうて、これは絶対払えんわ。上へ上って見とつたんやったら、こんなん後から出てきた問題と違う。何でこれ、かさ木みたいなもん悪いのに、最初から直さないかんのわかっとるやないか。こないなんわからんような設計士は、これは絶対に払ったらいかん。

おれは1人でも反対する。

○田岡秀俊議長 合田議員、今のは質疑でなくて、次の討論でお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 屋上EXPカバーとある。EXPが何かわからんのと、かさ木というのも、私、大工の息子やけどちょっとようわからんので。

それから、発生廃材等処分のこの中身、どんな柱なのか、何本あるんか、どれぐらいあるんか。私も廃材処分やいうのは最初からわかるとし、それは覚悟の上、入札しとるように、それはどうしても合田さんが言わんでも、これは聞かないかんと思ってました。こういうのは、我々委員会がやっぱり現場を見にいかないかんですね。やっぱり廃材こないにあるわの、ああほおか、これは要るわのという確認するのが我々委員会の役目だろうと思って、追加工事なんかは即決には向かないかと、そんなふうに思っております。とりあえず説明してください。

○田岡秀俊議長 答弁、学校教育課長、香川雅孝君。

○香川学校教育課長 ただいまの竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

エクспанションジョイントカバーですが、今回、仲南小学校は南側と北側の校舎、それと、それをつなぐ渡り廊下的なもの、トイレがある棟がございます。今回は南側の校舎棟と渡り廊下的な構造体、建物、この二つを結ぶところにエクспанションジョイントという建物と建物をつなぐものがございます、そのカバーと申しますか、金属製のエクспанションジョイントを覆うようなものでございます。

廃材についてでございますが、当然、廃材計上もしておったんですが、今回、かなり古い書架とか棚とかの材料、それから、これは今までにしておくべきだったとは思いますが、中学校が小学校になったときに、実は倉庫の中に小学生では使えない備品の、もう使えないような不用品がありました。倉庫もこれから活用するということで、それを処分したということで、追加でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

○田岡秀俊議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 廃材の趣旨の説明はあったんですけど、量の説明がないわけで、その数字の説明がないんやったら、見にでも行かなんたらわからんですね。即決に不向きだと。即決に反対申し上げます。

○田岡秀俊議長 これより、委員会付託省略の件を起立により採決いたします。

議案第11号について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○田岡秀俊議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

7番、合田正夫君。

○合田正夫議員 これは絶対に反対せないかん。こなん、議員が賛成しよったら笑われる。これこそ、一遍、言わないかん。今まで何遍もあることや。こんなもん設計士が見とらんのや、外部で。こなん、直すこと当たり前のこっちゃ。こなんができんような設計士やったら、ほんまに責任とらさないかん。まんのう町笑われるぞ、こんなことばっかりしよったら。これは絶対に反対や。賛成するんがおかしい。

○田岡秀俊議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「賛成するもんせえよ」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 ここで、暫時休憩といたします。

(川原茂行議員退席 午前11時05分)

休憩 午前11時05分

再開 午後 2時05分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。

日程第21、議案第11号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度仲南小学校校舎棟等大規模改修工事（建築））につきまして、休憩前に反対討論が出ておりますので、ただいまより、本案に対する賛成討論の方の発言を許可したいと思います。

14番、大西豊君。

○大西豊議員 先ほど、執行部より追加の詳しい説明、施工方法について説明がありましたので、理解し、賛成といたします。

○田岡秀俊議長 それでは、ほかに反対の方の討論はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度仲南小学校校舎棟等大規模改修工事（建築））を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○田岡秀俊議長 起立多数であります。

よって、本議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 2 閉会中の継続調査について

○田岡秀俊議長 日程第 2 2、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成 3 0 年第 3 回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時 0 8 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年9月20日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員